

議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 4 項中「並びに同条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるもの」を削る。

### 附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成22年度人事院勧告に基づき、割増加算が必要となる月60時間を超える時間外勤務の積算に際し、日曜日又はこれに相当する日に勤務した時間も対象に含めるため、所要の改正を行うもの

**【改正要旨】**

現行：1ヶ月の超過勤務時間数から日曜日及び祝日・年末年始における超過勤務時間数を控除し、60時間を超えた部分について手当を割増して支給。

改正案：1ヶ月の超過勤務時間数から祝日・年末年始における超過勤務時間数を控除し、60時間を超えた部分について手当を割増して支給。